

2020年11月16日

株式会社ポピンズホールディングス

代表取締役会長 中村紀子

問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長 田中博文

TEL03-3447-1811

<https://www.poppins.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」をミッションとし、保育業界のリーディングカンパニーであるという認識のもと、創業以来30年以上にわたり「企業や家庭内で“働く女性”を支援してまいりましたが、将来にわたって継続的に理念を実現していくためには、透明かつ効率的な経営の意思決定を迅速に行い、社会の変化に対応して持続的な企業価値の向上を実現していくコーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、株主・従業員をはじめとして、お子様、保護者、お年寄り、介護者、取引先、自治体、地域社会といった全てのステークホルダーに満足していただける新しいサービス、新しい事業領域を創造して、日本社会の発展に貢献し続けていきたいと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

当社は、投資家の構成比率等を総合的に勘案し、現時点において議決権の電子行使及び招集通知の英訳を行っておりません。今後につきましては、株主構成の変化等の状況を踏まえて、導入を検討してまいります。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

現在、当社は企業年金制度を導入しておりません。

#### 【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、独立社外取締役は現時点で取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役は、高度な専門的知識や組織運営経験に基づき取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、経営課題に対応した適切な助言を行っており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。したがって、現段階で

は経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに関し、独立した諮問委員会の設置の必要性はないものと考えております。

### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、毎期、前年数値を上回る売上・営業利益目標を定めた経営を実施しており、事業年度毎の経営計画を公表しておりますが、保育行政および女性就業支援に係る政策等が毎年頻繁に見直される状況下、具体的な実現時期および数値目標を伴う中期経営計画については、現時点で公表しておりません。一方、当社は、単年度事業計画と実績数値との差異に関しては、取締役会の他、経営幹部で構成される「経営会議」でのモニタリングを通じ、社外取締役も交えて建設的な議論を行い、適宜対応施策やその後の事業展開に反映させております。これら一連のプロセスを踏まえ、当社の経営戦略等の方向性や今後の事業展開について、決算説明会等の場で株主・投資家に説明することとしております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は現在、政策保有株式を保有しておりませんが、当社の経営戦略や業務提携など、当社のミッションに沿い、かつ企業価値の向上にとって合理性があり中長期的な発展につながる場合に限り、政策的に株式を保有したいと考えております。また、政策保有株式に係る議決権行使については、株式保有先企業との関係を踏まえた上で、当社の中長期的な株主利益の向上と当該企業価値向上の観点から、議案の内容を確認し総合的に賛否を判断いたします。

#### 【原則1-7 関連当事者取引】

当社は、役員及び主要な子会社の代表取締役に対して、年一回、関連当事者間取引の有無について書面により確認を行い、取締役会において承認決議と報告を行うこととしております。また、法令の定めに基づき注記事項として開示しております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を有していないため、運用機関に対してモニタリング等を行う必要性は生じておりませんが、今後、同制度を導入した際には、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人事面・運用面における取り組みを行うとともに、受益者と当社との間に生じ得る利益相反についても、適切に管理してまいります。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (i) 会社の目指すところ（経営理念）や経営戦略、経営計画

当社は「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」というミッションを掲げ、お客様に寄り添い、慈しみ、信頼に足るサービスを妥協しないで提供することをサービスポリシーとして掲げております。

経営戦略、経営計画については、上場後に当社グループのホームページに開示を予定しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書「Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営に係る事項」【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりであります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の候補者は、当社のミッションとサービスポリシーを理解し、担当職務を公正・的確に遂行でき、高い識見を持つものであって、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する者から選出することとし、取締役会で推薦し、株主総会の決議により決定いたします。監査等委員である取締役については、専門分野での経験及び知見と、独立の立場からの監視・監督を行うことができる能力を有する者から選出し、監査等委員会の同意を得て、株主総会の決議により決定いたします。

また、取締役につき、違法、不正ないし背信行為が認められる場合、その担当業務執行状況が不十分である場合、その他経営陣幹部として相応しくないと認められる場合には、取締役は、いつでも代表取締役に取締役会の招集を依頼、ないし取締役・監査等委員会みずから取締役会の招集手続きを進め、解任の可否の審議を求めることができます。なお、取締役の解任については、取締役会の審議に先立ち、監査等委員会で審議し、その同意を得て株主総会に諮ります。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、株主総会の招集通知参考書類に記載することにより、取締役・監査等委員である取締役の候補者の選任理由を公表いたします。

【補充原則4-1-1 取締役会の委任の範囲】

取締役会は、法令・定款に定められた事項および取締役会規程、職務権限規程等により定められた事項を決定しております。また、取締役会での意思決定に基づく業務執行体制として、取締役会において執行役員を選任しております。取締役、執行役員、監査等委員である取締役で構成される執行役員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、個別業務に関する重要事項を実務的な観点から協議し、迅速な業務執行を推進しております。

**【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】**

当社の社外取締役は、監査等委員でない社外取締役 1 名と監査等委員である取締役 3 名であり、いずれも東京証券取引所が定める独立役員として届出しております。社外取締役は、企業経営や専門領域における豊富な経験と知見をもとに、各取締役、執行役員と自由闊達で建設的な意見交換を行うとともに、取締役会および執行役員会に出席し、各取締役会および執行役員の業務執行状況が法令および定款に適合しているかの監督を行っております。

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性の資格要件を考慮して、独立社外取締役の独立性を判断しております。また、独立社外取締役の選任にあたっては、高い専門性と豊富な経験、経営全般に関する知見と実績を有し、取締役会等での建設的な議論を通して、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できる候補者を選定しております。

**【補充原則 4-1 1-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性・規模に関する考え方】**

当社は、ジェンダーや国際性による差別は行っておらず、実績・知識・経験・専門性等によって取締役候補を選任し、機関全体での多様性と、担当領域のバランスを取る体制を保持すべきと考えております。監査等委員である取締役を除いた取締役 7 名のうち 3 名は女性取締役であります。また、独立性の高い取締役を少なくとも 2 名選任することを基本としており、本書提出日現在独立取締役は 4 名であります。独立取締役は、経営全般の知見と経験、人事、財務、法務等の管理分野の経験と実績を有する者で構成しており、バランスと多様性を確保しております。

**【補充原則 4-1 1-2 取締役・監査等委員である取締役の兼任状況】**

当社では、全ての取締役・監査等委員である取締役は他の上場会社の役員を兼任しておりませんが、今後他の上場会社の役員を兼務する場合には、当社取締役としての職務を果たす上で支障のない合理的な範囲に留めるべく努めます。また、独立社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を含む。）の選定にあたり、他の上場企業の役員兼務状況などが合理的な範囲であり、当社独立社外取締役としての役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認してまいります。

当社では、取締役・監査等委員である取締役の選任議案の株主総会招集通知において、他の法人の兼任状況を開示しております。

**【補充原則 4-1 1-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】**

当社は、社外役員を含む各取締役、監査等委員会の意見等に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後は、取締役会の運営に関して適時見直していくとともに、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【補充原則 4-1-4-2 取締役・監査等委員である取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査等委員である取締役がその職務を遂行する上で必要とする知識の習得機会を積極的に提供することを基本方針としております。社外専門家を招聘して専門的な知識を習得する機会を提供するとともに、役割および職責についての理解と職務を確実に遂行するために必要・有用な知識の習得を目的として、外部機関主催のセミナーや情報交換会等への参加も奨励しております。また、社外取締役は、当社の事業により精通していただくため、事業部門ごと、あるいは全社の事業報告会等へ出席しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主や投資家との建設的な対話が重要であると考えており、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、決算説明会等を通して、当社の事業活動、経営戦略及び経営計画等について説明するとともに、当社ウェブサイトにおいて適切な情報開示を行っていく予定であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社スピネカ	3,960,000	48.29
轟 麻衣子	1,720,000	20.97
中村 紀子	1,520,000	18.53
轟 怜大	300,000	3.65
轟 有紗	300,000	3.65
森 榮子	240,000	2.92
杉本 五十洋	120,000	1.46
中村 靖	40,000	0.48

支配株主（親会社を除く）名	中村 紀子、轟 麻衣子
---------------	-------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

- ・ 上記「大株主の状況」は、2020年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

- ・ 当社は、2020年6月30日現在で自己株式480,000株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」からは除外しております。
- ・ 上記「大株主の状況」の「割合 (%)」の数値は、2020年6月30日現在の自己株式480,000株を除いて計算しております。

#### 3. 企業属性

上場予定市場区分	未定
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との間で取引を実施する場合には、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事実上の必要性)等について、取締役会の承認を得ることとしております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役会長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有富 慶二	他の会社の出身者								△			
高尾 剛正	他の会社の出身者											
島田 博正	他の会社の出身者											
山本 正明	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有富 慶二	○	独立役員に指定している社外取締役の有富慶二氏は、当社及び当社子会社と取引関係にあるヤマト運輸株式会社の親会社であるヤマトホールディングス株式会社の代表取締役社長及び会長でしたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に与える影響もありません。また、同氏は当社新株予約権 2,000 個（2,000 株）を保有しておりますが、当社との資本的関係、取引関係は僅少であり、人的関係その他の利害関係はないため、同氏の独立性に影響を及ぼすお	長年にわたり、貨物運輸サービス事業の経営責任者として活躍し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、新規事業の展開戦略や規制改革について見識を有するとともに、経営レベルでの建設的な意見具申が期待されるため、当社の事業運営に大変有益であることが選任の理由であります。 また、取引上および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないものと判断したため、独立役員としております。

		それはないと判断しております。	
高尾剛正	○	—	<p>長年にわたり、化学メーカーの人事部門責任者として活躍し、会社経営および人事戦略に関する豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）として選任しております。</p> <p>また、取引上および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないものと判断したため、独立役員としております。</p>
島田博正	○	—	<p>長年にわたり電子業界、エンターテインメント業界及び素材物販業界の経営と法務に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役（監査等委員）として選任しております。</p> <p>また、取引上および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないものと判断したため、独立役員としております。</p>
山本正明	○	—	<p>長年にわたり大手総合リース企業の経理責任者として活躍した豊富な知識と経験に加え、その後数社での監査役、取締役（監査委員）及び取締役（監査等委員）の経験を有していることから、社外取締役（監査等委員）として選任しております。</p> <p>また、取引上および当社の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないものと判断したため、独立役員としております。</p>



# コーポレートガバナンス

## CORPORATE GOVERNANCE

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指示に従って業務を遂行することとし、監査等委員会事務局の人事異動及び人事評価等については、監査等委員会の同意を得ることとしております。また、監査等委員より命令を受けて監査業務を補助する使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
---

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制・監査部とともに、原則として年4回、会計監査人から監査計画及び四半期レビューや年度末監査の結果報告を受けるとともに、情報及び意見の交換を行い、相互連携を図っております。また、監査等委員会は、内部統制・監査部より内部監査計画、監査の遂行状況、監査結果等について定期的に報告を受けるとともに、情報及び意見の交換を行っており、計画のすり合わせや作業分担の調整等を行い、それぞれの監査業務における重複を回避し、効率的な監査業務の実施に努めております。
---

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役については全て独立役員として届け出ております。
---

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

サービス品質および企業価値の向上に対する貢献意識と士気を高めることで、株主と株価変動に関する利害を共有することを目的として、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び
--

## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

従業員に対して、新株予約権を無償で発行しております。

ストックオプションの付与対象者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役、執行役員ならびに重要な従業員、ならびに当社子会社取締役、執行役員、重要な従業員、一部の社外協力者を対象に、通常型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。割当個数については、各取締役及び従業員等の職位や責任範囲を考慮し、取締役会にて決定しております。

#### 【取締役報酬関係】

開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役と社外役員の報酬総額を開示しております。また、報酬総額が1億円以上の取締役については、個別に開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議により取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

監査等委員である取締役を除き、各取締役の報酬等の額は、会社への貢献度、職務執行状況等に鑑み、取締役会の委任を受けて代表取締役会長、社長で協議の上決定しております。なお、決定に先立ち、監査等委員会で審議し、その同意を得るものとしております。

また、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートを行う専任の人員は配置しておりませんが、社長室及び経営企画部、内部統制・監査部等が補助的に対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、経営の効率化を進めることを目的として、2020年3月30日開催の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行を効率的に進めるため、執行役員制度を採用しております。

### (取締役会)

当社の取締役会は、社内取締役6名、独立社外取締役4名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されており、原則として月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を実施し、株主総会での決定内容に基づく経営の意思決定と取締役の業務執行を監督しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、長年の会社経営経験者であり、企業経営に関する高い見識により、当社のコーポレート・ガバナンスに対して助言・指導を行うとともに経営の透明性・客観性を高めております。

### (監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されており、うち1名を常勤の監査等委員である社外取締役として選定しております。各監査等委員は、人事、経理、法務の専門知識又は業界経験を有しております。監査等委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、各監査等委員相互の意思疎通を図っております。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席、重要書類等の閲覧等により、取締役の業務執行を監視するとともに、子会社の監査役を兼任し、業務や財政状態等の調査を行う等、取締役の業務執行を監査しております。また、監査等委員会では、内部統制・監査部が実施する内部監査及び会計監査人が実施する会計監査とも連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

### (執行役員会)

当社では会社法に基づく機関の他、取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会において執行役員を選任しております。取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催を実施し、個別業務に関する重要事項を実務的な観点より協議し、迅速な業務執行を推進しております。

### (コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役会長を委員長とし、社外委員（社外取締役（監査等委員である取締役を含む。））及び社内委員（代表取締役社長、取締役）が参加し、コンプライアンスの啓蒙や法令違反の発生防止策の検討等を行っております。原則として3カ月に1回の開催ですが、コンプライアンス違反事項の調査等、必要に応じて随時開催しております。

(内部統制・監査部)

当社は代表取締役社長の直轄組織として内部統制・監査部を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施しております。内部統制・監査部は職務執行の適正性を監査し、結果を代表取締役社長に報告するとともに、担当部署及びその責任者に対し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行っております。また、監査等委員会及び監査法人とも適宜情報交換を行っておりますが、定例のミーティングとして、内部統制・監査部及び監査等委員会、並びに会計監査人が原則として四半期ごとに情報交換等の相互連携を行っております。

(経営会議)

経営会議は、毎月1回執行役員会メンバーの他経営幹部（子会社を含む）が参加して開催されます。毎月の業績報告の他、業務執行状況を把握しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役と企業経営に豊富な経験を持つ社外取締役の選任を通じ、取締役の職務執行に対する監督機能を強化するとともに、経営の監督と業務執行の役割分担を明確化して、経営の透明性と機動性の両立を図るために、現在の体制としております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、執行役員会にも参加し、さらに監査等委員である取締役は、経営会議にも参加することにより、より詳細でタイムリーに事業状況を把握できる体制をとっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主に十分な議案の検討時間が確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、他社の株主総会が集中する日を避けた株主総会の開催に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の比率の推移等を勘案し、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	インターネットでの議決権行使の導入を検討していきます。

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

た取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。
その他	—
実施していない	—

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページで公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後は状況を勘案して検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに、定期的に説明会を開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であると考えております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ上に、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室を担当部署として設置しております。	
その他	—	
実施していない	—	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、株主・従業員をはじめとするあらゆるステークホルダーに、公正かつ適時・適切な情報開示を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」というミッションを掲げ、個々の事業において、「子育て支援」「母と子にやさし

	い街づくり」「高齢者在宅ケア」をキーワードにして、本格的な少子高齢化時代を背景として、高品質な保育および介護サービスを提供しております。当社グループは、外郭団体として一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会（JAFE）を擁しており、女性管理職の育成、ネットワーキング及び子育て支援と介護サービス提供という同協会の活動方針に賛同し、CSR活動の一環として支援してまいりました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的に情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役は、職務執行状況を取締役会に報告することにより、他の取締役の職務執行の状況を相互に監督しております。取締役の職務執行については、監査等委員会の監査を受けております。</li> <li>・ 社外取締役は取締役会及び執行役員会に出席し、各取締役及び執行役員業務執行状況が法令及び定款に適合しているかの監督を行っております。</li> <li>・ 社内規程については、取締役、監査等委員及び使用人が常時閲覧可能な状態に置き、コンプライアンス担当部署は、各部門に対して適正な業務運営にあたるよう指導及び助言を行っております。</li> <li>・ 内部通報制度の構築により、法令等違反行為等を速やかに認識し、不祥事の未然防止に努めております。</li> <li>・ 内部統制・監査部は、各部門の業務統制状況を監査し、必要に応じて是正及び改善の対策を講じるよう指導しております。</li> <li>・ 反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体との連携を通じ、毅然とした態度で対処いたします。</li> </ul> <p>2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他重要な意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定め、保存媒体に応じ十分な注意をもってこれを管理しております。</li> <li>・ 取締役の職務執行に関する文書及び情報については、取締役及び監査等委員の要求があれば、</li> </ul>
--

閲覧に供することとしております。

- ・ 取締役による情報の管理状況は、監査等委員会の監査を受けるものとしております。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクの顕在化の危機に備えるため、リスク管理規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努めております。
- ・ リスクを一元的に管理する部署として危機管理事務局を設置しております。
- ・ 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものいたします。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務権限規程により取締役の職務権限及び意思決定ルールを制定しております。
- ・ 取締役会及び執行役員会は、毎月1回定期開催し、必要に応じて臨時に開催して迅速な意思決定を行っております。
- ・ 中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行するとともに、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告されるものとしております。
- ・ 執行役員制度を採用し、業務執行を担う執行役員と経営方針の決定及び業務執行の監督を行う取締役とに分離し、取締役会の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。

### 5. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- ・ 子会社は、当社が定める関係会社管理規程において、当社への定期的な報告義務を負い、重要事項は事前に協議することなどにより、業務の適正を確保しております。
- ・ 当社の取締役等がグループ各社の役員等に就任し、毎月子会社の取締役会等に出席して子会社の業務遂行状況を把握しております。
- ・ 当社の内部監査担当は、監査計画に基づき子会社の業務全般に係る統制状況等の監査を実施して業務の適正の確保に努めております。
- ・ 当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務することにより当社グループ全般の統制状況を監査するとともに、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。
- ・ 連結子会社においては、人事、総務、経理などの管理業務につきシェアードサービスを導入しており、当社が一括して事務作業を代行処理することで、子会社の経営状況を常時管理できる体制を構築しております。

### 6. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 監査等委員の職務を補助する使用人を置くこととしております。
- ・ 監査等委員会事務局は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指示に従って業務を遂行することとし、監査等委員会事務局の人事異動及び人事評価等については、監査等委員会の同意を得ることとしております。
- ・ 監査等委員より命令を受けて監査業務を補助する使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

### 7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、そ



の他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実や取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人による重大な法令・定款違反等、経営に重大な影響を与える事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報の状況及びその内容について報告を行うものとしております。
  - ・ 当社の監査等委員会は、必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し、報告及び情報の提供を求めることができるものとしております。
  - ・ 「内部通報に関する規程」に、当社の監査等委員会を当社グループの内部通報窓口の一つとして定めております。
8. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会へ報告をした当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底しております。
  - ・ 「内部通報に関する規程」に、当社監査等委員会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない旨を定めております。
9. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務執行について費用が発生した場合には、当該監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用の前払又は償還並びに費用の処理を行うものとしております。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、「監査等委員会規程」において、同規程に基づき監査を実施すべき旨を定めるとともに、当社内部統制・監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保することとしております。
  - ・ 代表取締役会長及び社長は監査等委員会との定期的な意見交換の面談を実施することとしております。
  - ・ 監査等委員会又は監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家に対して助言を求める機会を与えるものとしております。



2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社グループは、コンプライアンス遵守を実践するために、「反社会的勢力排除規程」を定めており、その中で、当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることと定めております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社グループは、反社会的勢力への対応等の担当部門を管理本部と定め、役職員に対して反社会的勢力との取引を行わないように周知徹底を図っております。

当社グループ及び当社グループ役職員は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

また、当社グループは、取引先、株主、役職員が反社会的勢力と係わりがないかを確認するために、外部専門業者が提供する反社チェックサービスを利用しております。新規取引先については、原則として、取引開始前に反社チェックを行い、暴力団等の反社会的勢力との関係性を示唆する情報だけでなく、広く風評等も確認するとともに、継続取引先についても、定期的に取引先の調査を行っております。なお、取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

当社グループは、警視庁、弁護士等との連携をとり、万一問題が発生した場合には、必要に応じてこれらの専門家に相談するとともに、取締役会を機動的に開催し、適切な処置をとることとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

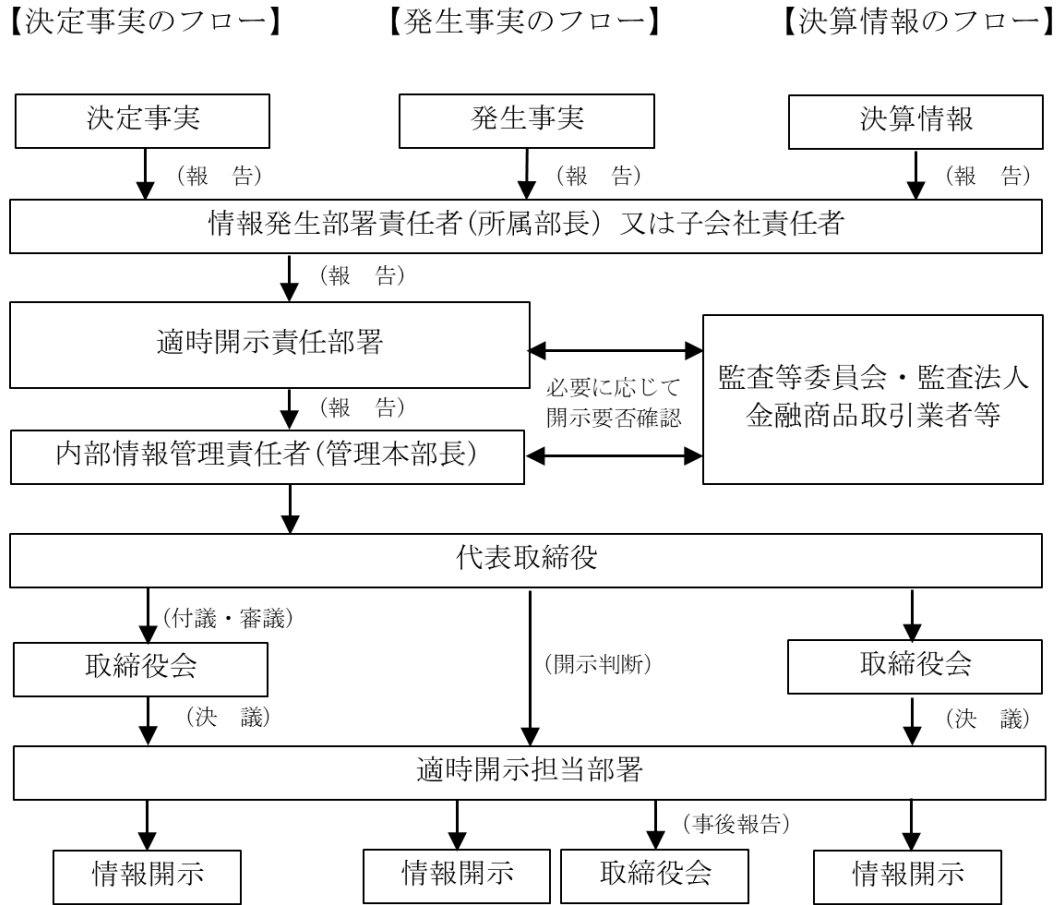
—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上